

バリアフリー法に基づく計画の認定

1 事前協議

- ・認定の申請に先立ち事前協議が必要となります。(各1部提出)
- ・標準処理期間：2週間～4週間程度

※認定にあたっては「人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成6年：愛知県）」や「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成29年3月：国土交通省）」等における望ましい基準を勘案し審査いたしますので事前に当該指針等をご確認ください。

<提出書類>

- (1) バリアフリー法認定協議票（様式第1）
- (2) 規則別記第3号様式による認定申請書（第2面から第10面に限る。）
- (3) 「建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト」（様式第2）
- (4) 規則第8条の表に掲げる図書
- (5) その他必要と認め指示した図書

2 認定申請

- ・上記の事前協議が終了したら認定申請書を提出してください。(正・副 計2部提出)
- ・標準処理期間：認定まで（確認の特例を受けない場合）2週間程度

<提出書類>

- (1) 認定申請書（規則別記第3号様式）
- (2) 上記1(3)～(5)

3 確認の特例

- ・法第17条第4項に基づき確認の特例を申し出る場合は、認定申請書（一式）の他に次に掲げる図書も併せて提出してください。
- ・標準処理期間：認定まで（確認の特例を受ける場合）（4週間～5週間程度）

<提出図書>

- (1) 確認申請書（昇降機含む）（正・副 計2部提出）
- (2) 建築計画概要書
- (3) 建築工事届
- (4) 防火対象物工事計画届
- (5) 建築確認申請OCR票
- (6) 特定施設整備計画届出書及び適合状況項目表（正・副 計2部提出）
- (7) その他建築主事が必要と認め指示した書類

※確認の特例を受けると確認申請手数料が免除されます。

（完了検査申請手数料は必要です。）

4 計画の変更による再認定

- ・認定特定建築物の計画に変更が生じた場合は、再度、認定申請が必要になります。(正・副 計 2 部提出)
- ・標準処理期間：2 週間～4 週間程度

<提出書類>

- (1) 認定申請書
- (2) 計画変更による再認定のための新旧対照表 (様式第8)
- (3) 計画変更が行われた部分を明示した図書等 (上記 1 (3)～(5)のうち必要な図書)

5 記載事項の変更

- ・認定申請書の記載事項で軽微なものを変更する場合は、次の図書を提出してください。(正・副 計 2 部提出)

<提出書類>

- (1) 許可・認定申請書記載事項変更届 (第28号様式)
- (2) 記載事項の変更が行われた部分を明示した図書等 (上記 1 (2)～(5)のうち必要な図書)

6 完了検査

- ・認定特定建築物の工事が完了した場合は、次の図書を提出し完了検査を受けてください。
- ・人街条例の適合証の交付の請求が可能な場合は、適合証交付請求書も提出してください。

<提出書類>

- (1) 工事完了報告書 (様式第7)
- (2) 認定銘板交付請求書 (様式第13)

7 認定銘板の交付

- ・認定特定建築物には、予算の範囲内で当分の間、認定銘板 (様式第13の2) を交付します。
- ・認定銘板は、認定特定建築物の出入口付近など見やすい位置に表示してください。

<認定銘板>

材質：ステンレス、大きさ：340mm×400mm

8 バリアフリー法に基づく容積率の特例

- ・バリアフリー法の認定を受けると、建築物特定施設 (廊下、便所、EVなど) のうち、廊下等の共用部分で通常必要となる床面積を超えることとなる部分が容積不算入となります。(上限：延べ面積の1割)
- ・この特例の適用を受ける場合は、事前協議時に「通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる建築物特定施設の床面積の算定根拠がわかる図書」を提出してください。

問い合わせ先

住宅都市局建築審査課 建築審査係

TEL 052-972-2930

FAX 052-972-4159